

掲載日 令和7年8月5日
担当 島根県 農地整備課 堀尾、原
TEL 0852-22-6780
FAX 0852-22-6035
メール nouti@pref.shimane.lg.jp

渴水時の農業用水確保への支援（県の単独事業）について ～散水車による農業用水の運搬・補給を追加しました～

7月の少雨により農業用水の確保が難しくなっており、県では市町村等が行う農業用水確保の取組を県の単独事業により支援しています。

このたび、地域からの要望を受け散水車による農業用水の運搬・補給の取組を県の単独事業の支援対象に追加しましたのでお知らせします。

【事業の概要】

事業名：県単農地有効利用支援整備事業（渴水時の農業用水の確保対策）

事業内容：市町村等が行う次の農業用水の確保対策に対して補助

- ・散水車等による農業用水の運搬・補給【今回追加】
- ・仮設ポンプの設置・運転
- ・井戸の掘削等

補助率：県 50%

事業主体：市町村、土地改良区

※県単農地有効利用支援事業の他、下記事業でも渴水時のポンプの設置・運転等の農業用水確保対策の取組ができます。

- ・多面的機能支払交付金
- ・中山間地域等直接支払交付金

詳細は、県のホームページをご覧ください

(<https://www.pref.shimane.lg.jp/norinsomu/kassui-kouon/>)